



高齢者と障がい者の人へ タクシー代などの交通費を支援します

普段の生活に使える 福祉タクシー等助成券



福祉タクシー等助成券は、市内の路線バス・タクシーおよび予約乗合バス・タクシーの支払いに利用できる券です。

助成対象者が入院した際には、助成対象者と同一世帯の人がお見舞いなどのために医療機関を訪問する場合も、助成券を利用することができます。助成対象者と申請方法は次のとおりです。

① 高齢者

年間1万2千円分の助成券を交付します。

■対象 80歳以上の人で、1人暮らしまたは65歳以上の高齢者のみの世帯で暮らしている人。なお、本人および世帯員が車を持っていないこと

※本年度からバイクのみ所有して

② 障がい者

年間1万8千円分の助成券を交付します。

■対象となる障がいの程度 ▼身体障害者手帳1級▼身体障害者手帳2級(視覚・下肢・体幹障がいのみ)▼療育手帳A▼精神障害者保健福祉手帳1級

■申請方法 障害者手帳をお持ちの上、下記へ。申請書は左記で配布するほか、市ホームページに掲載しています

■問い合わせ・申請 新館障がい福祉課(☎41-3581)、



運転免許証を自主返納した65歳以上の人へ バス・タクシーの助成券を交付します



市内のバスやタクシーで利用できる1万円分の助成券を交付します(1人1回限り)。

■対象 次の全てに該当する人▼平成29年4月1日以降に運転免許証を自主返納した人▼免許証返納時、満65歳以上の人▼免許返納時および助成券申請時に市内に住所のある人

■利用期限 助成券が交付された年

度の翌年度末日

■申請方法 オンラインまたは岩手県公安委員会から交付される「申請による運転免許の取消通知書」を持参し、左記へ。詳しくは市ホームページをご覧ください

【問い合わせ・申請】新館市民生活総合相談センター(☎41-3551)、各総合支所市民生活係(大迫☎41-3126、石鳥谷☎41-3446、東和☎41-6516)



介護予防に温泉施設を利用しませんか 湯のまちホット交流事業

市内温泉施設の無料利用券10回分を交付します。

※利用者が増えてきており、予算に限りがあることから、これまでの12回分から回数を減らしています。ご理解をお願いします。

また、窓口の混雑が緩和する4月下旬の申請・来庁にご協力をお願いします

■対象 65歳以上の市内在住の人

■申請方法 印鑑を持参し、左記へ。申請書は左記で配布するほか、市ホームページに掲載しています

【問い合わせ・申請】新館長寿福祉課(☎41-3576)、各総合支所健康福祉係(大迫☎41-3127、石鳥谷☎41-3447、東和☎41-6517)

各総合支所健康福祉係(大迫☎41-3127、石鳥谷☎41-3447、東和☎41-6517)

① 高齢者② 障がい者のいずれも該当する場合は、いずれか一つの助成となります

▼被災者支援タクシー等助成券の交付を受けている人▼入院中の人▼社会福祉施設に入所中の(一部施設を除く)▼本人の移動手段として自家用車などがある人は対象外です

通院にかかる タクシー代を助成



福祉タクシー等助成券のほかに、通院に利用したタクシー代の一部を助成する制度もあります。

※本助成は、福祉タクシー等助成券と併用が可能です

① 高齢者

■対象 福祉タクシー等助成券の対象となる上記高齢者、または

多世代同居世帯だが日中独居になる80歳以上の人で、車を持っていない人

※本年度からバイクのみ所有している場合は対象になります

② 障がい者

■対象 福祉タクシー等助成券の対象となる上記障がい者

① 共通

■助成額 通院に利用したタクシー代の片道料金ごとに、1千円を超えた分

■年間上限額 自宅から医療機関までの距離に応じて▼10キロ未満：1万2千円▼10キロ以上：1万8千円▼20キロ以上：2万4千円▼30キロ以上：3万円

■申請方法 新館長寿福祉課(① 高齢者のみ)、新館障がい福祉課(② 障がい者のみ)、各総合支所健康福祉係のいずれかへ。申請書は申請先で配布するほか、市ホームページに掲載しています

市ホームページ

高齢者

障がい者



市ホームページ

高齢者の生きがい就労活動を支援します

【問い合わせ・申請】
新館長寿福祉課(☎41-3576)

市では、高齢者が「生きがい」を得られる就労活動を新たに始める団体に対し、初期費用の一部を補助しています。

- 3以上が市内に住所を有する65歳以上の人であること
- ④ 継続的に活動する団体であること
 - ⑤ 政治活動や宗教活動を主な目的としていない団体であること
 - ⑥ 暴力団または暴力団などの統制下にある団体でないこと

■ 補助対象
営利を目的としない、地域社会の課題解決・地域貢献活動

■ 補助対象経費
▶事務所開設に係る経費(工事費など)▶初年度備品費(活動実施に不可欠な備品など)▶研修費・謝礼など

■ 補助額
対象経費の2分の1以内(上限50万円)

■ 補助団体数
1団体程度

■ 申請期間
4月7日(月)～25日(金)

生きがい就労活動とは

高齢者が社会参加から生きがいを見出すことで、健康維持や介護予防につながる活動のこと。

例…コミュニティカフェの開設、高齢者の外出支援、配食サービス

- 応募資格
- 次の①～⑥を全て満たす団体
- ① 市内を拠点として新たに活動を開始する団体であること
 - ※既存の団体が新たに活動を始める場合も対象となります
 - ② 団体およびその代表者の存在が明らかで、かつ、代表者が市内に住所を有していること
 - ③ 団体の構成員が5人以上で、そのうち5分の